

総 会 議 事 録

令和4年4月

令和4年4月12日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和4年4月12日(火)
開 会 午前9時40分、閉 会 午前9時57分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、久保添 公哉、関野 掲司、宮崎 健治、
宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、小山 有美恵、
細井 康、石田 弘司

12名

欠席 和久田 二三代、吉田 進 2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、平野 信也、宮前 善有、糸井 久和、和田 隆、
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

9名

欠席 細見 秀史 1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第3 議案第15号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第16号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

〔関野会長〕 ただ今から、令和4年4月定例総会を開会いたします。本日の出席者は24名中21名です。欠席は吉田進委員、細見委員、和久田委員の3名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。今中委員、宇野委員にお願いいたします。次に日程第2、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。お手元にごございます「配付資料」にありますとおり、議案第14号の申請者と親子関係である吉田進委員はここで

一旦御退席いただくところですが、本日御欠席されておりますのでこのまま進めさせていただきます。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第14号になります。「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。

農地の所在は大字日置※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡になります。譲渡人は日置にお住いの※※様、譲受人は日置にお住いの※※様になります。

次の4頁に具体的場所を表示した地図と現地の写真を添付しております。上が地図となっております。位置的には国道から日置小学校側へ府道を入り日置上集落の中程になります。地図の下に現地写真を掲載しております。村中ということで宅地に面した農地となっております。登記地目は畑となっておりますが、写真のとおり昨年まで水稻が栽培されておりました。

次の5頁に申請に係る意見書を添付しております。最初に農地の区分ですが、紙面の左上になりますが、申請地は都市計画法に規定する用途地域設定区域内であり、第一種住居区域に指定されておりますので、農地の区分は第3種農地となっております。従いまして転用可能な農地となっております。その下の「検討事項」、「意見」等の覧ですが、1番は先程の説明のとおり第3種農地、2番の資力及び信用につきましては金融機関発行の残高証明証により預金の保有額等を確認しております。また、工事計画等に係る項目につきましても提出資料等により確認を行っております。9番の周辺の農地等への影響につきましては、3月31日に地区担当の吉田進委員、瀬戸推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。議案第14号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。吉田進委員に代りまして同じ日置地区担当の瀬戸推進委員から報告をお願いします。

〔瀬戸推進委員〕 この案件は、この知り合いの※※さんから譲ってもらおうということで、ここに新居を建てられるようです。地域もそれぞれみんな大変、喜んでおられると歓迎すべき案件であると思います。使用目的も明確でありますし特に転用可能な土地ということで全く問題ありません。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第14号について質疑に入ります。

す。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので、異議なしと認め議案第 14 号については許可してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは、議案第 14 号については許可相当の意見を付し京都府へ進達します。次に日程第 3、議案第 15 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします

〔内藤主任〕 資料の 6 頁をお願いします。議案第 15 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。2 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字波路※※番、登記地目は畑、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は波路にお住まいの※※様でしたが、亡くなられているため、相続財産管理人となっておられます、舞鶴市の※※様からの申請となっております。なお、この所有者及び申請人につきましては、先月、議案第 11 号で御審議いただきました申請者と同一であり、相続財産を整理される目的で順次手続を進められております。非農地の事由につきましては、平成 10 年頃から耕作していないということです。

2 番です。土地の所在につきましては、大字脇※※番ほか 2 筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。具体の場所につきましては 7 頁に地図を添付しております。最初に上の地図 1 番の波路の案件ですが、国道から暁星高校側の府道へ入る三差路の宮津側手前になります。次に下の②の地図をお願いします。2 番の脇の案件になります。位置的には栗田地区の大雲川の付近、脇集落の中央付近で脇公民館の向かいの海側となっております。資料により御確認をお願いします。

次の 8 頁に現地写真を添付しております。上が 1 番の波路の案件になります。写真は最近のもので枯れた状態ですが、冬以外は雑草やつる科の植物クズが群生しているところです。所有者が亡くなっていることから財産を整理する目的で今回の申請に至っております。次に下の 2 枚が 2 番の脇の案件となっております。上側の中段の写真、脇※※番ですが、左半分は市道から海側へ降りる私道、右の

グレーの部分はコンクリート打ちの駐車スペースとなっております。この土地の奥に2本電柱が写っておりますが、電柱の間に1件住宅が建っております、その奥の2本目の電柱がその下の写真になります。脇※※番、※※番となっております。先程の上の写真の※※番の私道を海側へ進んだ所で、こちらの2筆につきましても右側が私道にかかっており土地の大半が住宅の敷地又は宅地並み雑種地となっております。なお、これらの土地が現在の状態になった時期につきましては、※※番の住宅が大正6年の建築、中程の写真※※番の駐車スペースが昭和36年頃ということで、20年以上前のこととなりますので、始末書などの提出は求めておりません。議案第15号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は久保添委員、2番は宮崎健治委員から報告をお願いします

〔久保添委員〕 波路の案件です。3月31日に酒井推進委員及び事務局で波路の農地につきまして現地確認を行いました。事務局の説明のとおり冬以外は雑草が群生しており、周りに見える土地も耕作者のいない状況で永年耕作されず荒れている状態であります。ここで耕作を行うことは困難であり非農地であると判断しました。

〔宮崎健治委員〕 2番の脇の案件につきましては、去る3月31日、宮前推進委員及び事務局で現地確認を行いました。現場の写真は資料の8頁のとおりとなります。先程、事務局の説明にもありましてとおり※※番の農地は通路と駐車場として使用されており農地として耕作することは難しいと判断しました。また、※※番と※※番の農地につきましては、既に民家が建っておりその周囲も庭と通路に使用されているので、ここを農地として耕作することは困難でありいずれも非農地と判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより、議案第15号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第15号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第 15 号については承認とします。次に日程 4、議案第 16 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。資料にありますとおり議案第 16 号の当事者となります、細見委員、和田委員、荻野委員、私関野、また、当事者の親族ということで小山委員、溝口委員にはここで一旦御退席いただきますようお願いいたします。進行につきましては今中委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(該当委員 退席)

[今中委員] 失礼します。宮津市農業委員会規程第 3 条によりまして、会長に代わりまして議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第 16 号につきまして事務局より提案説明をお願いいたします。

[内藤主任] 9 頁をお願いいたします。議案第 16 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」になります。年度切り替えの一斉更新時期に当たりまして、9 頁から 43 頁にかけて 92 件ございます。全て貸し手と借り手が直接契約を行う利用件設定となっております。貸借期間は 3 年から 10 年とまちまちとなっておりますが、今回の利用権設定の契約開始及び公告日は全て令和 4 年 4 月 15 日となっております。個別の詳細につきましては資料により御確認をお願いいたします。議案第 16 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

[今中委員] これより議案第 16 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

[小西事務局長] 失礼します。資料の方、先程内藤の方が 43 頁と申し上げましたが 42 頁までとなっておりますので御確認をお願いしたいと思います。申し訳ございません。以上です。

(質 疑)

[今中委員] その他、御意見等ございませんか。

(意見なし)

[今中委員] 沢山の案件ではありますけれども事前に確認していただいていると思いますので、御意見がないようでしたら異議なしと認め、議案第 16 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

[今中委員] それでは議案第 16 号については決定とさせていただきます。一時退席いただいた委員は再入室いただきますようお願いいたします。

(該当委員 再入室)

[関野会長] 以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により
署名する。

会 長 関 野 揚 司

委 員 宇野由美子

委 員 今中睦美

記 録 者 小 西 正 樹